

## 平成 22 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

## 1 利用調整を行う期間

平成 22 年 4 月 22 日（木）から 11 月 30 日（火）まで

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間。なお、11 月末は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

## 2 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

○ 利用集中期の土日祝日 : 100人

○ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

○ 上記以外の平日 : 30人

※1 団体（2 人以上を団体とする）の利用申込みは、最大 10 人まで。

## 3 利用集中期（別添カレンダー参照）

過去の<sup>大台ヶ原</sup>の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

○ 春期：平成 22 年 4 月 24 日（土）から 5 月 31 日（月）まで

○ 夏期：平成 22 年 8 月 7 日（土）から 8 月 15 日（日）まで

○ 秋期：平成 22 年 9 月 23 日（木）から 11 月 3 日（水）まで

## 4 指定認定機関の廃止および窓口業務の引き継ぎ

平成 22 年 1 月 6 日付け環境大臣告示により、西大台利用調整地区における新たな指定認定機関として、上北山村商工会を指定。上北山村商工会による立入認定事務（窓口業務）は平成 22 年 1 月 21 日（木）から開始。

## 5 認定手続き（従来との変更点。詳細は参考資料 5 参照）

## ○申請から認定までの期間短縮：

申請書郵送による申請の場合、窓口への提出期限を「10 日前必着」から「5 日前必着」に短縮。窓口への直接申請の場合、可能な限り前日まで受け付ける。

## ○立入認定日の変更：

大台ヶ原ドライブウェイの通行止めにより、立入認定日の立入りが著しく困難と認められる場合、同一年度内において一回に限り認定された立入日の変更が可能。

## ○立入認定申請に係るインターネットの活用：

インターネット上で事前予約が可能となる事前予約受付システムを現在構築中。来年度早期の運用開始を目指す。

## ○代表者に対する認定を開始

複数人の団体で利用調整地区に立入る場合、代表者が認定を受け、その他の者（同行者）は代表者の監督の下で立ち入るという考え方。

※代表者認定制度の開始に伴い、認定手数料の上限変更や代表者の要件の設定等、従来の規定の変更や新たな規定を追加。

## 6 事前レクチャー

実施期間：平成22年4月22日（木）から11月30日（火）まで

実施場所：大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム

実施者：環境省（主にふれあいコーディネーターが実施）

時間割：以下の時間割を予定。

	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30～8:00
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

## 7 巡視

実施期間：平成22年4月22日（木）から11月30日（火）まで毎日

実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーなど職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

## 8 モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続調査（モニタリング調査）を実施。調査結果は大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会で評価を行う。

<モニタリング調査項目>

- ・自然環境の状態に関する事項：植物相、動物相調査
- ・利用の在り方に関する事項：利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査

## 9 普及啓発

西大台利用調整地区の制度について、引き続き報道機関への情報提供・取材協力、ホームページの運用や広報資料の配布、展示会への参加等による幅広い普及啓発を実施する。

普及啓発の実施に当たっては、東大台地区が利用調整の対象外であることや、立入認定に係る申請窓口の変更、代表者に対する認定の開始等、西大台利用調整地区における制度の変更等について、誤解を与えないよう十分に配慮する。

## 10 自然ふれあいプログラムの提供等

西大台利用者の安全確保と自然観察等に関するインタープリテーションの能力を有するガイドを育成し、西大台における質の高い利用の推進に寄与することを目的として、「西大台自然観察ガイドのためのテキスト」作成に着手する。

## 11 結果報告

利用調整期間終了後、各種モニタリング調査及び運用結果について整理・分析し、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会において報告を行うとともに、ホームページにより公表する。

平成22年度 利用集中期の設定(案)

4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

 利用集中期

※ 利用調整期間 4/22～11/30 (冬季通行止めの期日により変更あり)  
 利用集中期 4/24～5/31、8/7～8/15、9/23～11/3 計 89 日